

【お詫び・訂正】

情報 A 2022 年 6 月号 p.16

「☆規制関連タイトル紹介」に掲載した「カナダ 国内物質リストに記載された cyclohexanamine に関するリスクアセスメント結果を公表し、同リストを修正して重要新規活動（SNAc）に指定する意図を告示（パブリックコメント提出期限：2022 年 6 月 8 日）」に関して、以下の記事として追加いたします。

☆カナダ 国内物質リストの記載内容を修正する提案を公布

2022 年 4 月 9 日、環境大臣は、1999 年カナダ環境保護法（CEPA1999）の第 87 条(3)項に基づき、国内物質リスト（DSL）に記載されている Cyclohexylamine に対して、スクリーニングアセスメント最終決定を公表した。本物質に法第 81 条(3)（リスト上の物質に関連する重要新規活動の届出）を適用することを示すために、DSL の記載内容を修正する本提案が行われた。この提案に対する意見募集期限は 2022 年 6 月 8 日である。詳細については、官報（Canada Gazette Part I 2022.4.9 p.1610）を参照されたい。

◇重要新規活動の提案

物質*	物質名	重要新規活動（SNAc）
108-91-8 S'	Cyclohexanamine (CAS 番号：108-91-8)	<p>1. その製品中に物質 Cyclohexanamine が 0.1 重量%以上の濃度で存在する、次のいずれかの製品の製造におけるその物質の使用：</p> <p>(a) 以下の製造における使用以外の、カナダ消費者製品安全法（<i>Canada Consumer Product Safety Act</i>）が適用される消費者製品</p> <p>(i) 0.3 重量%以下の濃度でその物質を含む、暖炉のゲルアルコール燃料キャニスター（firespace gel alcohol fuel canister）、又は</p> <p>(ii) 0.7 重量%以下の濃度でその物質を含む、ステイン（stain）、塗料又はコーティング製品；及び</p> <p>(b) エアゾールヘアスプレー製品以外の、食品及び医薬品法（<i>Foods and Drugs Act</i>）の第 2 条で定義される化粧品。</p> <p>2. その製品が物質 Cyclohexanamine を 0.1 重量%以上の濃度で含む場合、次のいずれかの製品に 1 暦年で 10kg を超える量でのその物質の使用を含むあらゆる活動：</p> <p>(a) 以下を含むいずれかの活動以外の、カナダ消費者製品安全法が適用される消費者製品</p> <p>(i) 0.3 重量%以下の濃度でその物質を含む、暖炉のゲルアルコール燃料キャニスター、又は</p> <p>(ii) 0.7 重量%以下の濃度でその物質を含む、ステイン、塗料又はコーティング製品；及び</p> <p>(b) エアゾールヘアスプレー製品以外の、食品及び医薬品法の第 2 条で定義される化粧品。</p>

\*JETOC 注：物質の識別名の後ろの「S'」の文字は、法の SNAc 条項が既に DSL にリストされている物質に適用されることを示している。